

## 瑕疵担保に関する誓約書

設置者（以下「甲」という。）及び施工業者（以下「乙」という。）は、掛川市浄化槽設置整備事業費補助金の交付を受けた浄化槽について下記のとおり誓約いたします。

### 記

1 甲は、浄化槽法第7条による検査を受け、浄化槽の設置及び管理について改善を要すると指摘を受けた場合、乙に対し期限を定めて瑕疵の修補及び改善を要求し、又は修補及び改善に代わる損害賠償を請求することができる。

2 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が、甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合にはすることができない。

3 乙は、甲から第1項の規定による瑕疵の修補及び改善を求められた場合は、速やかに行わなければならない。

以上、誓約の証として本書2通を作成し、甲、乙、記名捺印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 設置者 住 所  
氏 名 □

乙 施工業者 住 所  
氏 名 □